

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウルグアイ	ソリス劇場音響及び視聴覚機材整備計画のための贈与に関する 日本国政府とウルグアイ東方共 和国政府との間の交換公文	ソリス劇場音響及び視聴覚機材整備計画を実施する ために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	35,600 千円 H20. 1.29まで	H19. 1.30 モンテビデオ (同日)	日本側 久山慎一在ウルグ アイ大使 ウルグアイ側 ・カルカノ・オストウニ 外務大臣	H19. 2. 9 80号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。